茅ヶ崎市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年2月29日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第6号

茅ヶ崎市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市保健所長事務委任規則(平成29年茅ヶ崎市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第46条第22号及び第23号中「第44条の7第9項」を「第44条の11第9項」 に改め、同条第36号中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を「第44 条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改め、同条中第80号を第83号とし、第 73号から第79号までを3号ずつ繰り下げ、同条第72号中「第50条の4」を「第5 0条の7|に改め、同号を同条第75号とし、同条第71号中「第50条の3第4項」を 「第50条の6第4項」に改め、同号を同条第74号とし、同条中第60号から第70号 までを3号ずつ繰り下げ、同条第59号中「第44条の3の3」を「第44条の3の6」 に改め、同号を同条第62号とし、同条第58号中「第44条の3の2第4項」を「第4 4条の3の5第4項」に改め、同号を同条第61号とし、同条第57号中「第4項及び第 5項」を「第7項及び第8項」に改め、同号を同条第60号とし、同条第56号中「第3 8条第9項」を「第38条第11項」に、「第一種感染症指定医療機関等」を「結核指定医 療機関」に改め、同号を同条第59号とし、同条第55号中「第38条第8項」を「第3 8条第10項」に改め、同号を同条第58号とし、同条第54号中「第38条第7項」を 「第38条第9項」に改め、同号を同条第57号とし、同条第53号中「第一種感染症指 定医療機関等」を「結核指定医療機関」に改め、同号を同条第56号とし、同条第52号 を同条第55号とし、同条第51号を同条第54号とし、同条第50号中「の規定による 入院患者の医療に要する」を「(法第44条の3の2第2項、第44条の3の3第2項、第 50条の3第2項及び第50条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定による | に改め、同号を同条第53号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (50) 法第36条の7の規定による病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対する勧告、当該勧告に従わない場合の指示及び当該指示に従わなかった旨の公表に関すること。
- (51) 法第36条の8第1項の規定による病原体等の検査を行っている機関等の管理者 からの報告の徴収に関すること。
- (52) 法第36条の8第3項の規定による都道府県知事への報告及び公表に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。